

評価項目及び採点基準について

小樽市が任命する4名の委員が下記の評価項目及び採点基準に沿って採点を行う。
委員1人当たり100点満点、合計400点満点とする。

評価項目		採点基準					計
		特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分	
業務遂行能力	(1) 事業を円滑かつ安定的に遂行できる実施体制であるか						
	業務内容を理解し、適正な実施体制が整えられるか	10	8	6	4	2	/10
	(2) 同様・類似の業務実績があるか						
	国や地方自治体において、同様の給付金の給付に係る事務及びコールセンター運営の実績があるか。	10	8	6	4	2	/10
業務遂行能力	(3) 要員の配置・体制						
	本事業を実施するため開設する給付金事務センターの運営に必要な要員が確保され、適切な体制となっているか。	10	8	6	4	2	/10
業務遂行能力	(4) 要員教育						
	給付金事務センターに配置される要員に対して、業務に係るFAQや事前研修など、必要な教育が行われるか。	10	8	6	4	2	/10
企画提案内容	(5) 業務設計						
	本事業の主旨を踏まえた適切な業務内容になっているか	10	8	6	4	2	/10
	(6) 業務処理に係る期間						
給付金事務センターの開設や対象になる市民への確認書の送付、返送された書類の審査など、本事業の主旨を踏まえ、速やかに実施できるか。	10	8	6	4	2	/10	
企画提案内容	(7) 提案内容全般について						
	事業趣旨に合致し、本事業の有効性を高める提案内容となっているか	10	8	6	4	2	/10
リスク管理	(8) 個人情報保護及び情報セキュリティに係る対策について						
	個人情報を含むデータの滅失や漏洩を防止するための対策が適切に講じられているか。	10	8	6	4	2	/10
リスク管理	(9) 市民対応について						
	給付金事務センターでの対応上のトラブルや、緊急時対応に関する基本的な考え方が整理されているか。	10	8	6	4	2	/10
積算の妥当性	(10) 見積額について						
	労働者の雇用に係る人件費その他必要な経費が適当かつ妥当な積算となっているか	(最低見積価格) / (当該見積価格) × 10点 ※小数点以下切捨て					/10
合計							/100